



「国際エンジニアリングフェア（MSV 2025）」
ジャパン・パビリオン
出品案内書

JETRO



2025 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課

機械・環境産業班

はじめに ～欧州市場の販路開拓を目指す皆様へ～

“欧州の製造業の集積地”であるチェコ共和国で毎年開催される、「国際エンジニアリングフェア（MSV 2025）」は、2025 年で 66 回目を迎える、中・東欧最大級の産業機械関連の展示会です。出品者のおよそ半数はチェコ以外の欧州を中心とした海外からの参加であり、昨年 2024 年は、42 の国と地域から、1,386 社が出品し、5 万 5000 人以上が来場しました。

チェコからは、自動車関連部品をはじめとした多くの製品が、ドイツを主とした EU 各国に輸出されています。これは、チェコが 400 キロ圏内に約 20 の乗用車生産拠点があるという地理的優位性と、EU 域内での労働コストの優位性が背景にあります。このことから、チェコには製造業が多く集まり、またチェコから多くの製品が輸出され、今日では“欧州の製造業の集積地”となりました。特筆すべきは、すでに進出している日系企業の約 270 社のうち、104 社が製造業ということです。ジェトロとしても、欧州市場開拓の第一歩として、チェコは魅力的な国であると考えています。

ジェトロは、当展示会を通じて、皆様のチェコを起点とした、欧州における販路開拓・市場拡大を支援してまいります。
皆様のお申込みをお待ちしております。

目次

1. MSV 2025 概要.....	2
2. ジャパン・パビリオン概要	2
3. ジャパン・パビリオン出品のメリット	4
4. 出品料及び出品形式	5
(1) 出品料.....	5
(2) 出品形式.....	5
5. ジャパン・パビリオン出品要件	6
6. 中堅・中小企業の定義.....	7
7. 選考方法.....	8
8. 申込方法・スケジュール	9
9. お申し込みの流れ.....	10
10. キャンセル規定	11
11. その他注意事項	11
12. ジェトロサービスのご案内	12
13. お問い合わせ・書類郵送先	14

1. MSV 2025 概要

展示会名	国際エンジニアリングフェア（MSV 2025）
会期	2025 年 10 月 7 日(火)～10 日(金)
開催時期	10:00～18:00（予定）
会場	チェコ共和国 ブルノ市 Brno Exhibition Centre
対象分野	鉱業、金属、セラミック、ガラス / 機械材料、部品 / 油圧・空圧制御、冷却・空調技術 / 電力・電気工学分野 / エレクトロニクス、オートメーション、計測技術 / 環境技術 / 研究開発、技術移転、金融その他のサービス / 輸送管理、工業用梱包、物流倉庫管理 / 金属加工および成形機械、工具 / 鋳造産業 / 溶接 / 表面技術 / プラスチック、ゴム、複合材料 / 化学技術 / インダストリー4.0、デジタル（スマート）ファクトリー、プロセス統合、IT ソリューション 他
主催者	BVV Trade Fairs Brno
出展者数	42 カ国・地域 1,386 社（2024 年実績）
来場者数	55,000 人以上（2024 年実績）
公式ウェブサイト	https://www.bvv.cz/en/msv

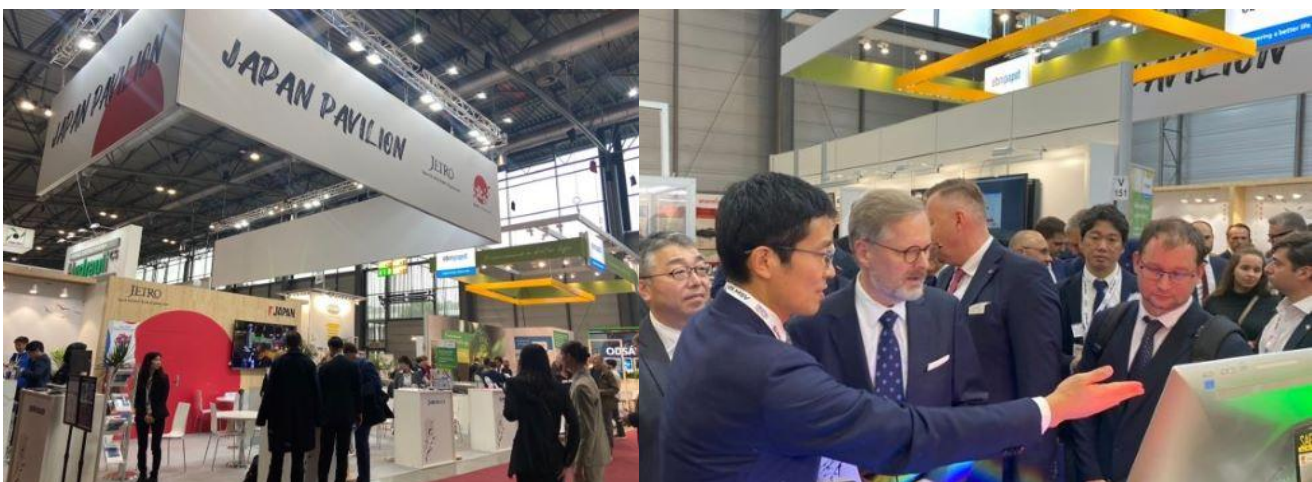
2. ジャパン・パビリオン概要

主催	日本貿易振興機構（JETRO）
募集企業数	15 社（予定）
ブース位置	ホール V（予定）
総面積	108 m ² （予定）

●会場イメージ図

(2025年5月時点での会場図です。今後予告なく変更になる場合があります。)

ジャパン・パビリオン(予定)



(参考 : MSV 2024 ジャパン・パビリオン [ビジネス短信](#))

3. ジャパン・パビリオン出品のメリット

プレゼンスと集客力

高い技術を有する日本の企業が集まるジャパン・パビリオンは、自社の単独出展に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。

出品費用が無料

単独で出展する場合は、出品料に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。ジャパン・パビリオンでは、統一したデザインによるブース装飾など一括して行います。さらには、当イベントにおけるジャパン・パビリオンは、広報展となりますので、出品料は無料となります。

※広報展：日本政府が、日本の産業を海外へPRするための広報ブースとして設置。出品者には、PR産業の一例として参加いただく。（出品料については無料。）

出品手続きの安心サポート

お申込みから参加にいたる手続きをジェトロがサポートします。初めて海外展示会に出品される方でも安心してご出品いただけます。

充実した支援内容

以下のサービスをジェトロから提供いたします。

主催者、またはジェトロによる商談マッチングのサービスを紹介します。

また、パビリオン出品者のダイレクトリーを作成し、国内外のメディア等に向けて広報させていただきます。

是非この機会をご活用下さい。

- 商談マッチングサービス

- ダイレクトリーの作成・会期中の配布

- 国内外のメディアへの広報

4. 出品料及び出品形式

(1) 出品料

無料

【ジェトロが負担する費用】

- ・引き合い情報収集と提供、およびそのサポートに係る費用
- ・現地での販路開拓、商取引に関するアドバイスに係る費用
- ・ジャパン・パビリオンのデザイン・施工、設営、運営に係る基本費用
- ・ジャパン・パビリオンのダイレクトリー作成等の広告費用
- ・規定電気量（500W, 230V, 50Hz）

【ジェトロの負担に含まれない費用】

- ・出品物輸送に係る費用（保険料含む）
- ・出品物に係る関税及び消費税等
- ・出品者バッジ、来場者バッジの手配に係る費用
- ・渡航費、宿泊費、食費及び通信費
- ・展示装飾に係る追加費用（規定を超えた電気量等を含む）
- ・ブースアシスタントオプション

※チェコでのビジネスは、英語および現地語が使用されることも多いため、採択後、通訳やブースアシスタントのお手配を希望される企業様には、各社にてご契約・お手配をお願いいたします。

参考としてジェトロより通訳のリストをお送りさせていただきます。

(2) 出品形式

広報展示（共有スペース形式）

- ・統一デザインによる基本装飾を施した共用スペース内に、出品者の商品や広報素材を展示することで、日本の優れた商品やサービス、コンテンツ、技術などをPRいたします。
- ・各社の出品スペースは申込者数により調整します。
- ・本ジャパン・パビリオンは各社の出品スペースに壁による仕切りを設けない、共有スペース形式です。各社に展示台を用意する予定ですが、ブース内設備は出品者共用となります。通常展示会のブース出展とは異なりますのでご注意ください。

※各社のスペースの位置やサイズは、出品物やPR内容に応じ、ジェトロが最終決定させていただきます。

5. ジャパン・パビリオン出品要件

お申し込みの際、必ずご確認ください。

1. 日本に実体のある企業等または個人事業主であること（申込企業が、大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります）。出品のお申込みは、日本国内の法人（本社など）から行ってください。現地法人（関連会社・販売代理店等）からのお申込みは無効となります。
※中堅・中小企業の定義については次ページ参照。
2. 出品物が日本国内で生産、または日本企業（個人事業主も含む）の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。
3. 「対象分野」に合致する商品を取り扱う企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができること。
4. 一連のご提出いただいた「企業・出品物情報」に記載された内容に変更がある場合、書面及びメールにてJETROにご連絡願います。なお、申込締切日を過ぎてから内容変更をご希望される場合、出品審査に関わるもの等、その内容によっては変更に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
5. 本事業における商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方に参加いただくこと。
6. 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）。
7. 海外販路拡大のため、海外企業との商取引（BtoB）を目的とした商談が主な参加理由であること（市場調査のみが目的の参加は不可）。
8. 日本語で出品に関わる事務手続きが可能であること。または、JETROからの日本語での連絡、資料等を自社にて翻訳、確認、提出する体制が整っていること。
9. 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
10. 出品申し込み時点で出品物が完成していること。
11. 現地に渡航し、会期中の全日程を通じて出品・商談が可能であること（会期中の撤収は不可）。
12. 商談に必要な相応の準備ができること。また、会期後も商談及び輸出に関与できる担当者がいること。
13. 英語または現地語で商談ができる社員や関係者がいること、または通訳を自社で用意できること。
14. 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品を行わないこと。
15. JETROが成果把握等のため実施するアンケート(会期中・後)に必ずご協力いただけること。
16. 出品にかかる規則は、「出品案内書」(本案内書)及び「海外見本市出品要綱」にて定めており、両記載事項を了承していること。（本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。）
17. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
18. JETROが出品者として適当であると承認すること。
19. 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページを参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>) また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを条件とします。
(https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)

6. 中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業の定義は以下をご参照ください。

<中小企業の定義> ※資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業主による申込みについても、同様に判断します。

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

<中堅企業の定義>

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者である場合（みなし大企業）、大企業としてお申込みいただきます。採択にあたっては、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。

7. 選考方法

ご提出いただきました「企業・出品物情報」を基に、JETROにて審査を行い、出品者の選定を行います。なお、結果の詳細は回答出来かねますので、予めご了承願います。

<必須条件>

- 本展示会への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること
- 調査や研修目的等でなく、商談目的であること
- 会期中の全日程で出品すること（会期途中で撤収しない）
- 会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）
- 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること
- JETROが会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケート（年 2 回 2 年間実施予定）に必ず協力すること

<審査項目> ※「企業・出品物情報」に入力いただく情報を基に審査します。

- 出品目的が明確であるか
- 商談をより効果的に進めるための展示が計画されているか
- 英語または現地語での資料が準備されているか
- 現地市場を目指す理由が明確になっているか
- 販売先等の取引のターゲット像が明確になっているか
- 当該国/地域への販売に必要な日本・現地での規格や認証等を取得しているか

<申込みに当たっての注意事項>

- 本展示会（ジャパン・パビリオンへの出品および独自出展含む）への出品回数の少ない企業や中堅・中小企業を優先採択いたします。
- 申込条件（前述 5. 参照）ならびに別紙の「海外展示会出品要綱」への同意が必要です。
- ご提出いただく「企業・出品物情報」の内容について、JETROより電話または訪問にてお話を伺う場合があります。
- 「企業・出品物情報」の内容に虚偽の記載を行った場合は、申込みを無効とすると同時に、本展示会への出品をお断りします。
- 独自出展とジャパン・パビリオンへの重複出品は認められません。重複出品が確認された場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- 提供いただいた個人情報は、本展示会のためにJETROが手配する海外コーディネーター等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本展示会の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が第三者に公開される場合がございます。
- 自治体・工業会等の団体によるお申し込みをご希望の場合、本案内書の末尾に記載のJETRO窓口にお問い合わせください。

8. 申込方法・スケジュール

	申込みに必要なもの	締切	備考
STEP 1	● 出品申込	2025 年 6 月 23 日(月) 日本時間 17:00 必着	オンライン登録
STEP 2	● 企業・出品物情報等登録 ● 会社案内・製品概要パンフレット等提出 (日・英・現地語)	2025 年 6 月 25 日(水) 日本時間 17:00 必着	オンライン登録

※お申し込みが多数の場合は、締め切り日前に募集を終了する可能性があります。

【提出先】 日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班

担当：野出、塩田、小松、飯塚

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

Tel：03-3582-4631

E-mail：mono@jetro.go.jp

※郵送代については各社負担でお願いいたします。

9. お申し込みの流れ

Step 1

出品申込（イベント申し込み）

締切 2025 年 6 月 23 日（月）日本時間 17:00

以下のイベントページをご確認いただき、ページ下部より、お客様情報の登録及びお申込み情報をご記入ください。

< イベントページ >

<https://www.jetro.go.jp/events/msv2025>

※留意点※

- ・上記記入後すぐに、内容確認メールが届きます。
- ・すでにお客様情報を登録されている方は、改めての情報登録は必要ありません。
- ・初回登録時に発行された ID とパスワードを用いてログインし、本展示会のオンライン申込みを行ってください。

Step 2

企業・出品物情報等登録、会社案内・製品概要等提出

締切 2025 年 6 月 25 日（水）日本時間 17:00

1. 企業・出品物情報等登録

Step 1 の後に届く「確認メール」に記載の URL より、「企業・出品物情報」および会社案内、製品概要（日・英（可能な場合、現地語））をオンライン登録してください。こちらの情報に基づき、出品者選定を行いますので、不備のないよう、できるだけ詳細にご記載ください。ご登録後は、「入力完了メール」が送付されます。

●企業・出品物情報等登録ページ URL

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/msv2025_apply_step2

2. 会社案内・製品概要パンフレット等の提出（日本語・英語・現地語）

1. のリンクより、会社案内・製品概要等のパンフレットをデータファイルにてオンライン提出をお願いします。電子媒体で提出できない場合はJETROにその旨メールいただき、その後ご郵送ください。郵送の場合、費用については各社負担でお願いいたします。

※お申し込みが多数の場合は、締め切り日前に募集を終了する可能性があります。

皆様に Step1 および 2 の手続きを済ませていただいた後のスケジュールは次のとおりです。

Step3 および 4 については、事情によりご連絡が数日遅れる場合もございます。ご了承ください。

Step3

審査結果の通知

2025 年 7 月上旬～中旬（予定）

審査結果をメールにて、ご担当者宛にご連絡します。

※審査結果の詳細については開示しておりません。

Step4

出品者説明会（オンラインを予定）

2025 年 7 月下旬～8 月上旬（予定）

出品者マニュアルの配布やブース位置、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご案内する出品者説明会を開催します。全出品者、**参加必須**とさせていただきます。詳細については、別途出品者にご連絡いたします。

10. キャンセル規定

- 審査後採択された場合は、審査結果（採択通知）をジェットロがメールで送付します。ジェットロが同メールで採択通知を送付した時点で、出品契約成立となります。
- 採択通知送付後は、原則として出品辞退は受け付けておりません。
- やむを得ない事情で出品辞退される場合は、代表者名・代表者印を押印した辞退届を作成し、原本を後述「13.お問い合わせ先」までお送りください。なお、辞退届を受理したタイミングにより、準備に要した費用の実費（キャンセル料）を請求させていただく場合があります。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

11. その他注意事項

- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由により本事業が中止となった場合に生じる損害について、ジェットロはその責任を負いません。
- ジェットロは、本事業に起因、または関連して生じるあらゆる損害について、一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの過失による場合はこの限りではありません。
- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出品者様の負担となります。
- 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。出品物の破損、盗難、紛失等に関する損害について、ジェットロはその責任を負いません。
- スペース装飾等、今後の準備の詳細については出品者に「出品者マニュアル」にて別途ご案内します。
- 出品物の展示・陳列は出品者に行っていただきますが、出品物の展示方法について、ジェットロの指示に基づいて修正いただく場合もあります。
- 各社の出品スペースは、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で出品構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。同業者の出品スペースが隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ジェットロは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセスおよびクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規定に定めるセキュリティ基準を遵守の上、適切な予防措置を講じるように努めます。ただし、万一システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報、その他情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは企業に対し、前述の義務を超えて一切の責任を負わないものとします。
- 本案内書に定めのない事項が発生した場合は、ジェットロがその対応を決定するものとします。
- 本事業の内容には、変更が生じる場合があります。

12. ジェトロサービスのご案内

Japan Street

Japan Street はジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、ジェトロによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはジェトロが代行いたします。

* 詳細・登録はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

新規輸出 1 万人者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

* 輸出経験のある企業も対象になります。

貿易実務オンライン講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

中小企業海外ビジネス人材育成塾

「中小企業海外ビジネス人材育成塾」は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。

対象者: 輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業の海外事業担当者

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

■ お問い合わせ窓口 ■
ジェトロ海外ビジネス人材育成課
Tel: 03-3582-8355
E-mail: ikusei@jetro.go.jp

メールマガジン：『ジェトロプラハ・メールマガジン』

ジェトロ・プラハ事務所では、メールマガジン「ジェトロプラハ・メールマガジン」を無料で配信しています。
チェコに関するジェトロの記事や調査レポート、イベント情報などをお届けしております！
是非、この機会にご登録ください。

* 詳細はこちら：

<https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/input.htm;jsessionid=A7A4E314CF15247B65E6E00C0D482F0A>

※参考※知的財産保護について

本事業参加にあたり、事業開始までに必要な商標登録を行うことをお勧めします。商標登録などについては、下記サイトに関連情報を掲載していますのでご参照ください。※商標登録費用は各社にてご負担ください。

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

※参考※現地市場に関するお役立ち情報

<ビジネス短信>

ジェトロ ビジネス短信> 欧州> チェコ （日々更新）

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/europe/cz/>

<地域・分析レポート>

ジェトロ 地域・分析レポート> 欧州> チェコ

* 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/areareportstop/areareports/europe/cz/>

13. お問い合わせ・書類郵送先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課 機械・環境産業班

担当：野出、塩田、小松、飯塚

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

Tel：03-3582-4631

E-mail：mono@jetro.go.jp

機械分野の展示会やセミナー等の情報をお届けするメールマガジン
ものづくりを世界へ ～ジェトロ機械・ハイテク産業関連情報～



ものづくりを世界へ ジェトロ機械

検索